

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成28年6月14日（平成28年（行情）諮問第418号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（行情）答申第67号）

事件名：農薬取締法3条1項3号の適用に係る基準を示す文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「農薬取締法第3条第1項第3号の適用に係る基準を示す文書すべて」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月30日付け27消安第6194号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料の内容は省略する。）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）3条1項3号は、「当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。」という農薬登録保留基準の一つを定めるものである。

異議申立人は、平成28年3月3日、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（以下「農薬対策室」という。）の特定職員Aに農薬取締法3条1項3号の適用基準について電話で問合せを行ったところ、「3号にかかる内部基準を有しているが、公表はしていない」との回答を得た。

そのため、「農薬取締法3条1項3号の適用に係る基準を示す文書全て」について開示請求を行ったが、平成28年3月16日に農薬対策室の特定職員Bより、「農薬取締法3条1項3号に係る検査の基準を示す文書全て」と「検査の」という言葉を追加する補正をしてもよいかということを確認するメールが届いた。

異議申立人は、「検査の基準」に限定するものではなく「適用に係る基

準」の文書の開示を請求していたことから、前記の補正について承諾をしなかった。

農薬対策室からは、検査の基準については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）（以下「消費安全技術センター」という。）が保有するものであることが教示されているが、法律の運用の基準が検査機関にしかないというのはにわかには信じがたいことである。

本号では、「使用に際し、危険防止方法を講じた場合に」人畜に危険を及ぼすことが回避できる場合には、農薬登録が認められることになっている。例えば、農水省は、ホームページにおいて、蜜蜂の被害について、試験の結果によって、危険防止方法として注意事項を農薬のラベルに表示させるようにしていることを記載している。また、異議申立人が電話で問合せをした際にも、特定職員Aは、養蜂家がネオニコチノイド系農薬の散布を避けることで危険防止方法を講じることができるので、同号の適用がない旨の説明をしていた。同号の適用の基準が単に検査にかかるもののみで、農水省の委託する検査機関にしかないとは到底考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分において不開示とした理由

農林水産省では、農薬取締法3条1項3号の適用に係る基準を定めておらず、対象となる行政文書を保有していないため、不開示とした。

2 原処分を維持する理由

原処分を行う際に示したとおり、本件について作成した行政文書は存在しない。

なお、農薬取締法3条1項3号は、同法2条3項に規定する消費安全技術センターの検査に関して適用されるものであり（同法3条1項参照）、その適用に関する文書は同法人に存するものである。

このことから、行政文書が存在していないため不開示とした原処分は妥当であり、異議申立てに対しては、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月20日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成29年5月17日 | 審議 |
| ⑤ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 農林水産大臣が、農薬取締法2条2項の規定による農薬の登録の申請を受けたときは、同条3項の規定により、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）における行政執行法人である消費安全技術センターに当該農薬の見本について検査をさせることとされており、消費安全技術センターは、当該農薬が登録を保留する要件（農薬取締法3条1項各号）に該当するか否かについて、専門技術的見地から必要な調査、分析又は試験等を行い、その検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない（同法施行規則3条の2）。

そして、当該検査の結果、登録を保留する要件に該当する場合、農林水産大臣は、当該農薬の登録を保留して、申請者に対して農薬の品質改良等を指示することができる（農薬取締法3条1項）一方、当該要件に該当しない場合は、農林水産大臣は、遅滞なく当該農薬を登録しなければならない（同法2条3項）などとされている。

農林水産省としては、消費安全技術センターの検査が適切に実施されるよう、必要な指導を行っているところではあるが、当該検査に係る消費安全技術センターの内部資料を行政文書として保有しているものではない。

イ また、農薬取締法3条1項3号は、「当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき」を、農薬の登録を保留する要件の一つとして規定しているが、そもそも、同号の適用に係る基準を策定することは困難である。

すなわち、農薬は、農作物等の病菌や害虫などに効果を表す反面、人畜に対しても大なり小なり毒性を有するものがあるが、その農薬の特性を熟知し危険防止に留意して適切に使用すれば、多くの場合、人畜に何ら影響を与えることなく、農薬本来の目的を達成することができる。この危険防止の方法については、例えば、保護メガネ、マスク、ゴム手袋、長ズボン等を着用する、家畜や小鳥等を散布地域に繫留や放し飼いをしない、農薬の使用に際して近隣の農家等に適切な情報提供を行うなどのほか、これらを組み合わせることも含め、様々な方法があり得るところであり、また、こうした危険防止方法の有効性は、たとえ同じ成分の農薬であっても、そ

の濃度，散布方法，適用作物等によって異なり得るものである。したがって，農薬取締法 3 条 1 項 3 号の「使用に際し，危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがある」といえるかは，正に個別かつ総合的に判断すべきものであり，数値等で基準を示し得る性質のものではない。

この点，農薬取締法 3 条 2 項においては，同条 1 項 4 号ないし 7 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を環境大臣が定めることとされているが，これらの号が規定する登録保留要件については，当該農薬の登録申請書に記載された農薬の使用方法を前提とすれば定量的に定めることができるものであるため，その申請後であれば当該農薬について各号に該当する基準を策定することは可能であり，その点において同項 3 号の登録保留要件とは性質を異にするものである。

ウ 異議申立人は，異議申立書（上記第 2）において，農薬対策室の特定職員 A が「第 3 号にかかる内部基準を有しているが，公表はしていない」と回答した旨指摘しているが，当該職員に確認したところ，これは，消費安全技術センターが作成，保有している検査に係る内部資料である「登録検査執務参考資料」について言及したものにすぎないとのことであり，当該「登録検査執務参考資料」が農薬取締法 3 条 1 項 3 号の適用に係る基準に該当するとの趣旨で述べたものではないとのことであった。なお，消費安全技術センターから「登録検査執務参考資料」の提供を受けた上，これが，消費安全技術センターが検査する際の着眼点等を整理したものであることを確認した。

また，異議申立人は，農薬対策室の特定職員 A が「養蜂家がネオニコチノイド系農薬の散布を避けることで危険防止方法を講じることができるので，同号の適用がない旨の説明をしていた。」と指摘しているが，これは，危険防止方法の例を紹介したものであって，農薬取締法 3 条 1 項 3 号の適用に係る基準があるとしたものではない。

エ 以上の次第であるから，農林水産省においては，農薬取締法 3 条 1 項 3 号の適用に係る基準を示す文書を作成・取得しておらず，保有していない。

(2) 以上を踏まえ，以下検討する。

農薬取締法等の規定によれば，農薬の登録申請への対応に係る法制度の内容等は諮問庁の上記（1）アの説明のとおりであると認められ，そのことを踏まれば，農薬の検査に係る消費安全技術センターの内部資料を行政文書として保有していないとする諮問庁の上記（1）アの説明を否定することまではできず，また，農薬取締法 3 条 1 項 3 号の適用に

係る基準を策定することが困難であるとする諮問庁の上記（１）イの説明も不自然、不合理とはいえない。

そして、そのほか本件対象文書の存在をうかがわせる事情は存しないのであるから、本件対象文書は保有していないとする諮問庁の説明は首肯でき、農林水産省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、農林水産省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子